附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。

三　施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され又は輸入されるチューインガムに係る表示については、なお従前の例によることができる。

○金融庁告示第二十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年四月十七日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（登録金融機関）	（登録金融機関）
第二条　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。	**第二条**　［同上］
一‖　株式会社三菱ＵＦＪ銀行	一‖　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
［二～四十二　略］	［二～四十二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第百五十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成三十年四月十七日

総務大臣　野田　聖子

一　申請期間

平成三十年四月十八日（水）八時三十分から平成三十年五月二十三日（水）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百三十六度±〇・一度

三　使用する周波数

一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下

四　その他免許の申請に資する事項

同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係　電話〇三（五二五三）五九〇一

○文部科学省
国土交通省告示第一号

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）第七条第三項の規定に基づき、指定法人から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十七日

文部科学大臣　林　芳正
国土交通大臣　石井　啓一

一　変更前の指定法人の名称　公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

二　変更後の指定法人の名称　公益財団法人アイヌ民族文化財団

三　変更年月日　平成三十年四月一日

○文化庁告示第三十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成三十年四月五日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成三十年四月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

広島市安佐南区社会福祉協議会　音訳ボランティア「むつみ会」

○文化庁告示第三十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項第六号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条の図書館資料の複製が認められる施設として、次に掲げるものを平成三十年四月五日付けで指定したので、同令第一条の三第二項に基づき告示する。

平成三十年四月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

大阪新美術館建設準備室

○経済産業省告示第八十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

中国四国産業保安監督部管内

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
イワタニ山陰株式会社	代表取締役　堤　昌敏	島根県松江市学園二丁目16番37号	第二号認定液化石油ガス販売事業者	平成30年3月19日

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲府市貢川二丁目八一番四から同市貢川一丁目三九四番まで	前	八・九八～一八・〇〇メートル	〇〇・一四七キロメートル
	後	八・九八～一九・二〇メートル	〇〇・一四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号